

平成31年第4回 美里町農業委員会会議録

平成31年4月10日

平成31年第4回美里町農業委員会会議を美里町馬場1100番地美里町役場中央庁舎大会議室に招集する。

出席委員

1番 奥村 智 3番 永田末廣 4番 善積邦昭 5番 長木一美
8番 吉坂美佐子 9番 松田政明 10番 吉田美好

欠員 1名

欠席委員 6番 松村新二 7番 田中 豊

事務局

事務局長 宮寄幸仁 書記 安達浩一 上村海晴

その他事項

傍聴人数 0名

開会 午後1時30分

事務局長（宮寄幸仁君）こんにちは。只今から平成31年第4回美里町農業委員会会議を開会いたします。それでは、議事の進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第4条に基づき会長が行います。

会長（吉田美好君）それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。本日は6番松村委員、7番田中委員が欠席でございますが、美里町農業委員会会議規則第6条に基づき会議が成立することをまず宣言します。本日の署名委員を指名いたします。署名委員は、9番松田委員、1番奥村委員を指名いたします。それでは、早速議事に入りたいと思います。なお、発言のある方は挙手の後指名を受けて、発言をお願いします。議案第9号農地法第3条の規定による許可申請農業委員会許可分番号1、番号2について、事務局より補足の説明はありませんか。

事務局（上村海晴君）はい、それでは、議案第9号番号1、番号2について、続けて補足の説明を行います。まず、番号1について補足の説明をいたします。番号1は、貸人と借人は親子関係で、借人は農業経営の後継者として貸人から使用貸借にて農地を借入られました。続けて番号2の補足の説明をいたします。番号2は、譲渡人と譲受人は兄弟であります。譲渡人は、現在熊本市在住で、通いながら農業経営をされておりました。譲受人は、数年前から美里町に帰ってこられ、譲渡人の農地を管理されていたことから、今回、譲渡人から譲受人へ贈与での申請をなされました。また、番号1、番号2のいずれも下限面積要件並びに周辺地域における効率的かつ総合的な農地利用の確保について支障を生じるおそれの有無など農地法第3条第2項の各号には該当しないものと思われ、許可要件をすべて満たすものと考えられます。以上で補足の説明を終わります。

会長（吉田美好君）以上で事務局より、番号1、番号2の補足の説明を終わります。それでは、議案第9号番号1を議題とし、内容の説明を8番吉坂委員に求めます。

8番（吉坂美佐子君）はい。・・・・・・・・・・・・・・・・。以上です。

会長（吉田美好君）はい、以上で議案第9号番号1の内容説明を終わります。それでは番号1について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第9号農地法第3条の規定による許可申請農業委員会許可分番号1は、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

会長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって、議案第9号番号1は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第9号番号2を議題とし、内容の説明を8番吉坂委員に求めます。

8番（吉坂美佐子君）はい・・・・・・・・・・・・・・・・。以上です。

会長（吉田美好君）以上で議案第9号番号2の内容説明を終わります。それでは番号

2について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全 員 ありません。

会 長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第9号農地法第3条の規定による許可申請農業委員会許可分番号2は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

会 長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって、議案第9号番号2は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第10号農地法第4条の規定による許可申請県知事許可分番号1を議題とし、内容の説明を3番永田委員に求めます。

3番（永田末廣君）はい。・・・・・・・・・・・・・・・・。以上です。

会 長（吉田美好君）事務局より補足の説明はありますか。

事務局（上村海晴君）はい、それでは補足の説明をいたします。議案第10号番号1資料2をご覧ください。この案件につきましては、転用許可以前に植林された経過があり、始末書のついた追認案件となっております。なお、農地法を失念されていたため始末書も添付されており、転用につきましては問題ありません。以上で内容の説明を終わります。

会 長（吉田美好君）以上で議案第10号番号1の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全 員 ありません。

会 長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第10号農地法第4条の規定による許可申請県知事許可分番号1は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

会 長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって議案第10号番号1は、原案どおり決定しました。次に進みます。議案第10号農地法第4条の規定による許可申請県知事許可分番号2を議題とし、続けて内容の説明を5番長木委員に求めます。

5番（長木一美君）はい。・・・・・・・・・・・・・・・・。以上です。

会 長（吉田美好君）事務局より補足の説明はありますか。

事務局（安達浩一君）はい、それでは補足の説明をいたします。まず土地の選定理由ですが、申請人は現在鉄筋工事業をされており、現在の作業場が町道・線の道路拡張工事に伴い約700㎡のうち490㎡が用地買収され、残地210㎡と狭く、作業場として使用できなくなるため、自己所有地である当該申請地を選定されました。別紙資料の議案第10号番号2資料3をご確認ください。こちらの案件につきましても現在造成が行われており、始末書のついた追認案件となっております。以上で内容の説明を終わります。

会 長（吉田美好君）以上で議案第10号番号2の内容説明を終わります。早速議案第10号番号2のご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全 員 ありません。

会 長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 10 号農地法第 4 条の規定による許可申請県知事許可分番号 2 は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

会 長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって議案第 10 号番号 2 は、原案どおり決定しました。次に進みます。第 11 号議案農地法第 5 条の規定による許可申請県知事許可分番号 1 を議題とし、内容の説明を 3 番永田委員に求めます。

3 番（永田末廣君）はい。・・・・・・・・・・・・・・・・。以上です。

会 長（吉田美好君）事務局より補足の説明はありませんか。

事務局（安達浩一君）はい、それでは補足の説明を行います。まず土地の選定理由ですが、・・・が太陽光発電施設を目的に申請地を選定されました。次に造成計画ですが、現在の地形を利用するもので特段の造成工事計画はされておられません。また、排水計画は隣接する既設の側溝に流す計画となっております。次に、被害防除計画につきましては、周辺農地への日照等耕作への影響はないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。次に資金計画ですが、残高証明書が添付されており、資金計画には問題ないものと思われま。なお、当該申請農地は砥用庁舎から 300m 以内の第 3 種農地で転用申請には問題ありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっており、申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。以上で内容の説明を終わります。

会 長（吉田美好君）以上で第 11 号議案番号 1 の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。はい。5 番長木委員。

5 番（長木一美君）はい。権利、地上権と有りますが、農地法上地上権設定という権利が有るのですか。

事務局長（宮寄幸仁君）はい。農業会議にも確認しましたが、賃貸借権と同じ権利の設定で農地法上も地上権の設定で良いとの事です。

会 長（吉田美好君）はい。他にございませんか。

全 員 ありません。

会 長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。第 11 号議案農地法第 5 条の規定による許可申請県知事許可分番号 1 は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

会 長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって第 11 号議案番号 1 は、原案どおり決定しました。次に進みます。第 11 号議案農地法第 5 条の規定による許可申請県知事許可分番号 2 を議題とし、内容の説明を 1 番奥村委員に求めます。

1 番（奥村智君）はい・・・・・・・・・・・・・・・・。以上です。

会 長（吉田美好君）事務局より補足の説明はありませんか。

事務局（安達浩一君）はい、それでは補足の説明を行います。まず土地の選定理由です

が、借人が太陽光発電施設を目的に申請地を選定されました。次に造成計画ですが、現在の地形を利用するもので特段の造成工事計画はされておられません。また、排水計画は隣接する既設の道路及び側溝に流す計画となっております。次に、被害防除計画につきましては、周辺農地への日照等耕作への影響はないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。次に資金計画ですが、残高証明書が添付されており、資金計画には問題ないものと思われます。なお、当該申請農地は山林に囲まれた第2種農地で転用申請には問題ありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっており、申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。以上で内容の説明を終わります。

会 長（吉田美好君）以上で第11号議案番号2の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。はい、9番松田委員。

9番（松田政明君）はい。借り人が個人名になっていますが、会社名では無いのですか。

事務局（安達浩一君）はい。申請書も個人名での提出となっております。

会 長（吉田美好君）はい、他にございませんか。

全 員 ありません。

会 長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。第11号議案農地法第5条の規定による許可申請県知事許可分番号2は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

会 長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって第11号議案番号2は、原案どおり決定しました。次に進みます。第11号議案農地法第5条の規定による許可申請県知事許可分番号3を議題とし、内容の説明を5番長木委員に求めます。

5番（長木一美君）はい。・・・・・・・・・・。以上です。

会 長（吉田美好君）事務局より補足の説明はありませんか。

事務局（安達浩一君）はい、それでは補足の説明を行います。まず土地の選定理由ですが、・・・が食品工場を目的に申請地を選定されました。次に造成計画ですが、敷砂利等を使用し造成される計画となっております。また、排水計画は生活排水につきましては、浄化槽を利用し、雨水につきましては、集水枡を利用し既設道路側溝に流す計画となっております。次に、被害防除計画につきましては、周辺農地への日照等耕作への影響はないと思われますが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。次に資金計画ですが、融資証明書が添付されており、資金計画には問題ないものと思われます。なお、当該申請農地は県道と山林で分断された第2種農地で転用申請には問題ありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっており、申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。以上で内容の説

明を終わります。

会 長（吉田美好君）以上で第 11 号議案番号 3 の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。はい、1 番奥村委員。

1 番（奥村智君）はい。食品工場となっていますが何を作られるのですか。

事務局（安達浩一君）はい。お弁当を作って配達されるようになっております。

会 長（吉田美好君）はい。他にございませんか。はい、5 番長木委員。

5 番（長木一美君）はい。これにつきましては始末書の添付の指導をお願いします。

事務局（安達浩一君）はい。分かりました。

会 長（吉田美好君）はい。他にございませんか。

全 員 ありません。

会 長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。第 11 号議案農地法第 5 条の規定による許可申請県知事許可分番号 3 は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

会 長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって第 11 号議案番号 3 は、原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 12 号農業経営基盤強化促進法に基づく集積計画の決定について内容の説明を事務局に求めます。

事務局（上村海晴君）はい。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。
平成 31 年 4 月、農用地利用集積計画総括表、今回、田、6 年 11,015 ㎡、本年累計田畑計 70,439 ㎡となっております。以上で内容の説明を終わります。

会 長（吉田美好君）以上で議案第 12 号の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全 員 ありません。

会 長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 12 号農業経営基盤強化促進法に基づく集積計画は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

会 長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって議案第 12 号は、原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 13 号買受適格証明願いについて、内容の説明を事務局に求めます。

事務局（上村海晴君）はい。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。以上で内容の説明を終わります。

会 長（吉田美好君）以上で議案第 13 号番号 1 の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。5 番長木委員。

5 番（長木一美君）はい。権利に証明願いというのが有るのですか。

事務局長（宮寄幸仁君）はい。システムよりこの形で出るようになっております。

会 長（吉田美好君）はい。他にございませんか。

全 員 ありません。

会 長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 13

号番号 1 買受適格証明願いについては原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

会 長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって議案第 13 号番号 1 は、原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 14 号専決処分事項の報告について、内容の説明を事務局に求めます。

事務局（上村海晴君）はい。第 14 号議案専決処分事項、事業計画変更申請（工期延長）について、平成 31 年 3 月 29 日提出、美里町農業委員会会長吉田美好、提案理由、・・・・（一時転用許可分）について、農地への復元期限を平成 31 年（2019 年）3 月 29 日から平成 32 年（2020 年）2 月 3 日へ変更されたことを報告します。以上で内容の説明を終わります。

会 長（吉田美好君）以上で議案第 14 号の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全 員 ありません。

会 長（吉田美好君）はい。質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 14 号専決処分事項の報告は原案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

会 長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって議案第 14 号は承認されました。次に進みます。その他となっておりますので、全員協議会に切り替えます。

休会 午後 2 時 4 0 分

全 員 協 議 会

1. 中央小学校との合同さつまいも植え付けについて

本会議 午後 2時42分

会 長（吉田美好君） それでは協議会を本会議に切り替えて本日の会議はこれを持ちまして閉会させていただきます。有難うございました。

美里町農業委員会会議規則第13条の規定によりここに署名する。

美里町農業委員会会長

印

美里町農業委員会委員

印

美里町農業委員会委員

印